

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部  
を改正する法律案要綱

1. 国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、4, 205億5, 724万円の範囲内において出資することができることとする。（第2条関係）
2. この法律は、公布の日から施行することとする。